行政文書の廃棄に関する意見聴取について

1 今回意見を求める廃棄対象行政文書ファイルについて

令和5年度実施の有識者による書類審査分

令和4年度末に保存期間が満了した行政文書ファイルのうち、保存期間満了時の措置が「廃棄」となっている行政文書ファイル。

【廃棄対象行政文書ファイル数】

2 これまで行った手続

| 1 | 廃棄対象ファイル数 | 53,673冊 |
|---|---------------------------|----------|
| 2 | ①のうち、有識者が廃棄相当としたファイル数 | 51, 242冊 |
| 3 | ①のうち、有識者が今後現物確認を実施するファイル数 | 2, 431冊 |

【文書管理者・システム登録状況 ごとの内訳】

知事部局

- ・システム登録分 33,164 冊
- システム外分
- 7, 056 冊

各種委員会等

- ・システム登録分 5.054 冊
- ・システム外分 8,399 冊

(1) 県民からの意見聴取(県政パブリックコメント手続)

令和4年度末に保存期間が満了した行政文書ファイルのうち、保存期間満了時の措置が「廃棄」となっている行政文書ファイル について実施。

ア 意見聴取期間 令和5年10月30日(月)から11月28日(火)まで

イ 意見聴取の方法 廃棄対象行政文書ファイルを県のホームページに掲載した。

ウ 県民から提出された意見 0件※現時点

(2) 有識者による書類審査及び意見聴取

ア 意見の聴取先 九州大学 三輪教授 (九州大学附属図書館付設記録資料館)

イ 書類審査及び意見聴取 令和5年7月6日(木)から11月11日(土)まで

ウ 有識者から提出された意見 別添「令和5年度廃棄行政文書ファイル一覧」のとおり。資料1-2~1-5